

農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書（案）

米価の下落は生産費を大きく下回り、稲作農家は「作るだけ赤字」という状況が生まれている。また「安い米」の定着によって、生産者だけでなく米の流通業者の経営も立ち行かなくなっている。

こうしたなか政府は、農地を集積し、大規模・効率化を図ろうとしているが、この低米価では規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥りかねない。

2013年度までは、主要農産物（米、麦、大豆等）の生産をおこなった販売農業者に対し、生産に要する費用（全国平均）と、販売価格（全国平均）の差額を基本に農業者戸別所得補償制度が設けられていた。

2014年度からは経営所得安定対策に切り替わり、米の交付金については10アール当たり15,000円から7,500円へと引き下げられ、稲作農家の離農が一層加速し、地域の疲弊は深刻さを増している。しかもこの制度も、2018年産米から廃止されようとしている。

これでは稲作経営が成り立たないばかりか、水田の持つ多面的機能も喪失し、環境や地域経済に壊滅的打撃を与えることは明らかである。

いまこそ、農業経営を下支えする政策を確立することが必要と考える。当面、生産費を償う農業者戸別所得補償制度を復活させ、国民の食料と地域経済、国土と環境を守ることを求める。

以上、地方自治法、第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年 月 日

茨城県議会議長 藤島正孝

内閣総理大臣

農林水産大臣

衆議院議長

参議院議長